

いじめ防止等のための基本的な方針

長野県伊那北高等学校

I いじめ防止等の対策ための基本的な方針

1 本校におけるいじめ防止等の対策の目指すもの

本校校歌の中で謳われる「天真（まこと）」とは、真理を探究し正義を求め、幅広い人格の形成を目指すものであり、本校においては、いじめは絶対に許さないことはもとより、個性豊かな人間の育成を目指し、その個性、人格を理解し尊重できる安全・安心な学校環境を整えることが求められる。そのため、自らが「気づき、考え、実行する」場面を設け、生きる力を高めていく。また、自主、自立の精神のもと自由と責任を重んじ努力を惜しまない態度を養う。

2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

重大事案に至ったいじめの多くは、誰一人何も気づかなかったというよりも、ささいな態様や情報を放置したり、安易に問題ではないと判断したりした結果、深刻化しているという事実についてすべての職員が十分に理解した上で、いじめへの正しい対応を行う。

(1) いじめの未然防止

集団の中では、生徒同士のトラブルは起こる可能性があるものである。学校職員一人一人がいじめの態様について理解するとともに、そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての生徒を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。そのためには、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方に重点を置いた教育活動（課題予防的生徒指導）を展開し、次の点を念頭に置いた活動を行う。

- ・生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格・個性を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。
- ・いじめを行ってしまう背景に着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

(2) いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての職員が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつこ

とを欠かさないようにする。また、一人で判断することなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。

いじめの早期発見のため、学校長は、複数回の学校生活アンケートや速やかな教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることを大切にする。

(3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合は、職員間における情報の共有を図り（いじめ防止対策推進法第23条に規定）、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保した上で適切な支援を行い、いじめたとされる生徒に対して十分に事情を確認した上で適切に指導・支援等丁寧な対応をする。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、長野県教育委員会や警察等の関係機関と連携して取り組むことが欠かせない。日頃から生徒に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で生徒と多くの大人が接するような取組を大切にする。

いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

3 いじめ問題の理解

(1) いじめをとらえる視点

「いじめ」とは生徒等に対して当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

(2) いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をした上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※参照 文部科学省「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）」、「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」

（３）いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って特定の職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第 22 条に規定）を活用して複数の職員のチームにより行うことを原則とする。

そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

《以下の点に配慮する。》

- ・本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるため、表情や様子をきめ細かく観察し、行為の起こったときの当該生徒や周辺の状況等を客観的に確認する。
- ・行為の対象となる生徒が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対し、適切に指導する。
- ・行為を行った生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味した上で対応する。
- ・いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。
- ・けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（４）いじめの背景と生徒の気持ち

いじめ問題を理解するために、生徒の育ち、生徒を取り巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取るようにする。そうすることで、いじめ問題の対応への示唆が得られるなど、日常的な未然防止にもつながる。

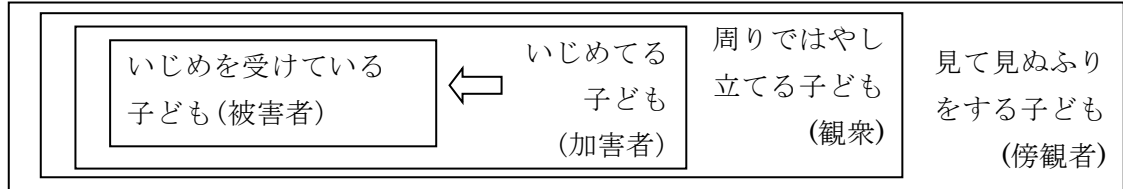
ア いじめの背景

- ・直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。（地域社会）
- ・心のふれあいの時間が減少し、基本的な生活習慣など躰が十分になされず、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。（家庭）
- ・生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。（学校）

また、生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことすらある。

イ いじめの構造

いじめは単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけでとらえることはできない。いじめは「四層構造」になっていることを強く認識して対応していく。



観衆や傍観者の立場にいる生徒も、結果としていじめを助長していることになる。また、いじめられている生徒との関係は、立場が逆転する場合もある。傍観者が仲裁者となれるよう指導を行っていくことが大切になる。

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが同じクラスの生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者の中からいじめを抑制する「仲裁者」が現れるようなクラス運営を行うことが欠かせない。

ウ いじめる生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、

- (ア) 過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする
 - (イ) 集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識
 - (ウ) ねたみや嫉妬感情
 - (エ) 遊び感覚やふざけ意識
 - (オ) いじめの被害者となることへの回避感情
- などが挙げられる。

II いじめの防止等のための取組

1 「いじめ防止等対策委員会」の位置づけ及び役割

○いじめ防止等対策委員会は次のメンバーから構成する。

学校長（委員長）、教頭（副委員長）、生徒指導係2名、生徒相談係1名、養護教諭
学年主任、担任、副担任、南信教育事務所スクールソーシャルワーカー
本校担当スクールカウンセラー、PTA会長

○学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価

- ・学校の基本方針に基づく取組の計画的な実施をし、取組状況を確認する。
- ・取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
- ・学校生活アンケートを面接週間前の5月、10月の3回、校環境適応感尺度（アセス）を年2回実施し、生徒の状況を把握する。

○家庭や地域に対する学校のいじめ防止等にかかる情報の発信

- ・学校基本方針の家庭や地域への発信を行う。
- ・学校評価の中にいじめ防止等への取組について項目を策定する。
- ・取組の状況や成果、「評価アンケート」などについても情報発信する。

○いじめの早期発見、早期対応

- ・気になる変化が見られた、遊びやふざけのように見えるものの気になる行為があった場合、例えば5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を簡潔にメモし、学年会・教科会等で職員が共有できるようにする。
- ・個別相談や生徒相談窓口に寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・早期発見の情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性を決定する。

○教職員の意識啓発

- ・学校基本方針について全職員の共通理解を図る。
- ・いじめ問題に対する研修会を企画する。

2 いじめ防止等の取組

(1) いじめの未然防止・早期発見の取組

ア いじめの未然防止の取組

(ア) いじめの起きにくい学校、クラス運営づくり

学校教育全体を通しての道徳観の醸成や読書・体験活動の充実、コミュニケーション能力の育成を図る。

a 授業中の生徒指導の充実

- ・探究的な学びを軸にした授業実践により、生徒が主体的に学びに取り組む態度、協働的に学ぶ態度を育む。
- ・「自己存在感」、「共感的人間関係」、「自己決定の場面」をキーワードに授業づくりを行い、生徒が主体的にかかわり、安心して自分の考えや意見を出せるようにする。

- ・三観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を重視した「わかる授業」を展開し、確実な学習内容の定着を心がける。
 - ・グループ学習等学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、生徒が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。
 - ・「学習の約束」等、授業中のルールを明確にし、規律のある学習環境づくりを行い、すべての生徒が安心して学習できるようにする。
 - ・わかる授業を展開するとともに、一人一人が活躍できる場づくりを進める。
- b 道徳観の醸成
- ・人権平和教育を12月に実施。思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正・公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
 - ・被害者も加害者も、また保護者もいかに辛い思いをするかを「命の尊厳」と合わせ、生徒に訴える。
- c クラス運営
- ・クラス内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重し、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
 - ・合唱コンクールに向けた合唱練習、学級レクリエーションなどを通して、生徒が気持ちを一つにして取り組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。
- d 行事
- ・生徒が挑戦することで、自己肯定感や達成感、感動、人間関係の深化が得られる行事を計画し、生徒が主体的に取り組めるように支援する。
 - ・生徒会活動、クラブ活動、フィールドワークや「こんにちは先輩」などの探究プログラム等を通して、多様な価値観を認め合い、自分に自信を持ち、生き方にあこがれをもつことができるようにする。
 - ・クラスマッチ・文化祭・強歩大会・合唱コンクールなど生徒が挑戦し、また、クラスが一致団結する中、個々の生徒の特性をお互いに共有し理解を深める。
- (イ) 「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知
- ・年度当初に学校要覧や学校便り等で「いじめは絶対に許さない」学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等を保護者や地域に発信するとともに、全校集会やPTA総会等を活用して周知を図る。
- (ウ) 生徒の主体的活動の活用
- ・生徒による自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動への支援を行う。
 - ・主体的に参加し、よりよい学校生活にするために、生徒自身が発案し、協力して成し遂げるよろこびを体得できるよう支援する。

- ・生徒が、自分たちの問題として、いじめの未然防止や問題解決に取り組めるように、自発的・自治的活動を促す。

(エ) 職員の資質の向上

- ・いじめの未然防止や情報モラルに関する校内研修会を年1回以上実施する。
- ・授業の規律を定めるとともに、生徒の思いや考えを受容し、安心して学習に向かうことができる教室づくりを行う。
- ・教師自身が人権感覚をもって生徒と接する。
- ・年間を通して互見授業を実施し、生徒指導の視点からも授業をふりかえる機会をもつ。
- ・授業評価を実施し、より「わかる授業」の工夫に役立てる。

イ いじめの早期発見の取組

(ア) 日常活動を通じた早期発見

- ・教師が生徒とともに過ごす時間を確保し、生徒の表情を観察し、声がけをする。
- ・面談週間と平行して事前に学校生活アンケートを実施して、生徒の気持ちの変化を把握し、心に寄り添った支援、指導をする。また、生徒の言葉の向こうにいる保護者との対話にもつながる手立てとする。

(イ) 相談体制の充実

- ・教育相談窓口の周知やスクールカウンセラーの紹介、相談日等を事前に生徒、保護者へ通知する。
- ・いじめの可能性を発見し、情報を得た職員が一人で抱え込むことなくいじめ防止等対策委員会と情報を共有し、適切に判断するための「報告・連絡・相談」の体制を明らかにしておく。

(ウ) 年2回行う学校生活アンケート調査を活用し、状況に応じて「生活実態アンケート」も実施し、生徒理解のデータとして職員間で情報を共有し、生徒と面談を行う。

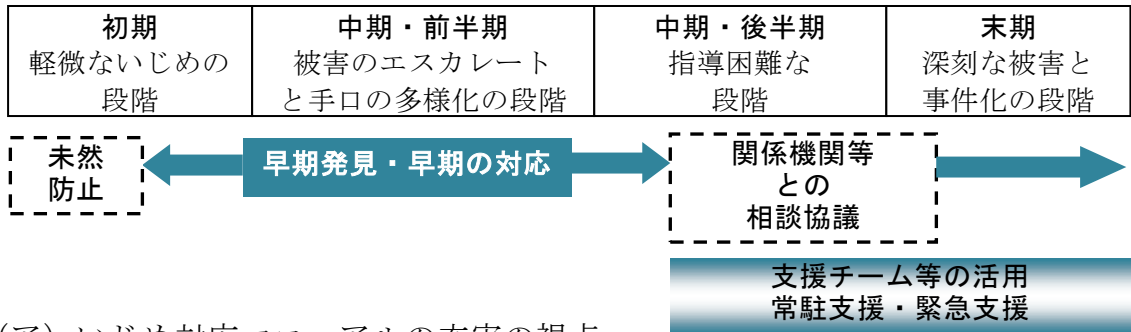
ウ 学校の取組に対する評価について

- ・5月、10月に「学校生活アンケート」を行い、生徒や保護者の意識を把握する。
- ・年度間のいじめ認知件数の推移や上記データをもとに、いじめ未然防止・早期発見の取組を検証し、以降の取組に生かす。
- ・評価したものを学校評議員会に公表する。

エ いじめが起きたときの対応

正確な実態把握を基づく、支援・指導体制に取り組む。

いじめの全体構造と対応のあり方を理解する。



(ア) いじめ対応マニュアルの充実の視点

- 「いじめ防止対策委員会」が組織的な対応の中心となるように見直す。
- 一致したぶれない支援・指導のために、支援・指導方針の検討、判断の場面を位置づける。
- 具体的な対応をするために、「だれが、何を、どのように、いつまでに」などを事案に応じて決める。
- 「全体像の把握（事実確認）」、「いじめられた生徒、保護者への支援」、「いじめた生徒への指導と保護者への助言」、「いじめが起きた集団への指導」、「いじめを見ていた生徒への指導」などの段階の支援・指導のポイントを示しておく。
- 長野県教育委員会や関係機関（警察、地元教育事務所、児童相談所等）への報告や連携体制を整えておく。

(イ) 支援・指導のポイント

a いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見し、いじめの通報を受けた場合には、一人で判断したり、抱え込んだりせず、必ず誰かに相談する。情報は速やかに「いじめ防止等対策委員会」に集約する。

b 全体像の把握（事実確認）後の指導体制は「いじめ防止等対策委員会」が決定する。

- ・ 関係職員を含む「いじめ防止等対策委員会」の職員が分担して速やかに関係生徒から、事実と気持ちを正確に聴き取る。この際、当該生徒が問題行動に至った背景理解に努める。
- ・ 事実関係が明らかになったら当該生徒、職員全体で事実の確認を行い、その後、迅速に保護者に事実関係を伝え、連携して必要な支援・指導を行う。

c いじめられた生徒又は保護者への支援（被害者への支援）

- ・ 「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝え、うたえで気持ちに寄り添った親身な支援をする。
- ・ 安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境づくり

(一時的な保健室や相談室での学習、いじめた生徒を別室で指導する。等)を行う。

- d いじめた生徒への指導と保護者への助言（加害者への指導）
 - ・いじめを完全にやめさせたいので、「いじめは許されない」という毅然とした態度で指導する。
 - ・問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返り、心に落ちるような指導・支援を行う。
 - ・いじめた生徒の背景に十分に目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。
- e いじめが起きた集団への指導（観衆への指導）
 - ・いじめを見ていた、知っていた生徒には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
 - ・はやし立てたりして同調していた生徒には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
 - ・集団全体が「いじめをなくしていこう」という態度を養えるよう指導する。
- f いじめを見ていた生徒への指導（傍観者への指導）
 - ・自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導を行う。

(2) ネット上のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを次のように整備する。

- ・未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して協力を呼び掛ける。
- ・入学時に生徒保護者に対して情報機器の取り扱いについての注意文書を配布する。
- ・生徒間の情報に注意し、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。
- ・ネット上のいじめが発生した場合の生徒への指導については、県教育委員会発出の生徒指導総合連絡会議資料を参考にし対応する。

ネット上のいじめへの対応

ネットいじめにはどのようなものがあるか

《掲示板・ブログ・SNSでの「ネット上のいじめ」》

- 掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
- 電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
- 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。

《メールでの「ネット上のいじめ」》

- 誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。
- 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
- 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。
- グループ内で特定の子どもに対して、仲間はずしをしたり、悪口や不適切な画像を送りあったりする。



ネットいじめの特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

掲示板やブログ、SNS等への誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う。

【ネット上のいじめへの対応手順】

《「ネット上のいじめ」の発見／生徒・保護者等からの相談》

学校では生徒の様子の変化を観察し、いじめの兆候を見逃さないように心がけるとともに、生徒や家庭からの相談がしやすいように相談窓口を周知しておく。

《対応チームの編成》 学校長を中心とする対応チームを編成し、指導方針や役割分担を確認する。

《事実確認と実態把握》

○ 被害生徒とその保護者の了解のもと、以下の確認をする。

- ① 証拠の保全、② 発見までの経緯、③ 投稿者の心当たり、④ 他の生徒の認知状況

◇書き込み内容の確認と保存

書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多いため、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

《対応協議》

- 被害生徒と保護者の心情に配慮した対応が基本
- 外部との連携検討（県教育委員会・警察・SC等）

《長野県教育委員会への報告》
《外部機関との連携》

被害生徒・保護者への対応
きめ細かなケア、守り通す

加害生徒の
特定

《削除以来の必要性の検討》

- 依頼は被害生徒がするのが原則
- ※ 学校や教委からもできる場合あり

加害生徒・保護者への対応

- 投稿を削除させる
- 人権と犯罪の両面からの指導

削除の確認

《継続的支援》

- 心のケアと関係修復

《全校生徒への対応》

- 全校集会・学年集会・学級指導
- 再発防止の観点重視

《削除依頼と削除の確認》

(1) 掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページから連絡方法(メール)の確認。「利用規約」等に書かれている削除依頼方法を確認して削除依頼。

(2) 掲示板のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ(掲示板サービス提供会社等)へ削除依頼。

(3) 警察や法務局・地方法務局に相談する

削除されない場合はメール内容などを確認するとともに、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

《相談窓口》

- 長野県警生活安全部生活環境課
サイバー犯罪対策室 026-233-0110
- 違法・有害情報相談センター
(<http://www.ihaho.jp/>)
- 地方法務局「子どもの人権 110 番」
0120-007-110
- 心の支援課
026-235-7436

(3) 関係機関と連携した取組

- ・スクールサポーターとの情報交換を密にし、問題発生時に速やかな対応に努める。
- ・必要に応じて、心理や福祉の専門家による専門性を生かしたチーム支援を活用する。
- ・発達障がいを含む障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により被災・避難している生徒等については、特に適切な支援や組織的な指導ができるよう関係機関と連携しながら対応する。

(4) 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめを受けた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《いじめの重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※ 「いじめにより」とは、上記の生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
例えば、「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。
- ※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

ア 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する

イ 初期対応

「学校危機管理マニュアル」(参照)にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・速やかに「いじめ防止等対策委員会」を中核とした「危機対応チーム」を立ち上げる。関係生徒保護者へ迅速に連絡する。
- ・関係機関(消防・警察・長野県教育委員会等)への緊急連絡と支援の要請を行う。

ウ 事実関係を明確にするための調査を行う

学校または長野県教育委員会は、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全面解明、当該いじめ事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的である。

(ア) 調査委員会の設置

- ・学校は速やかに長野県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は長野県教育委員会が調査委員会を設置する。
- ・「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
- ・調査の母体は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として事態の性質に応じて専門家を加える。
- ・その際、長野県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

(イ) 組織の構成

- ・公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。

※（長野県教育委員会「いじめを背景とする重大事件・事故発生時の対応と『調査委員会』の設置について」参照）

エ 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、職員はすすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取り

- ・いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、関係する生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、心理や福祉の専門家に協力を得ながら状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

- ・調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

オ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、長野県教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

カ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(5) いじめ防止等の取組の年間計画

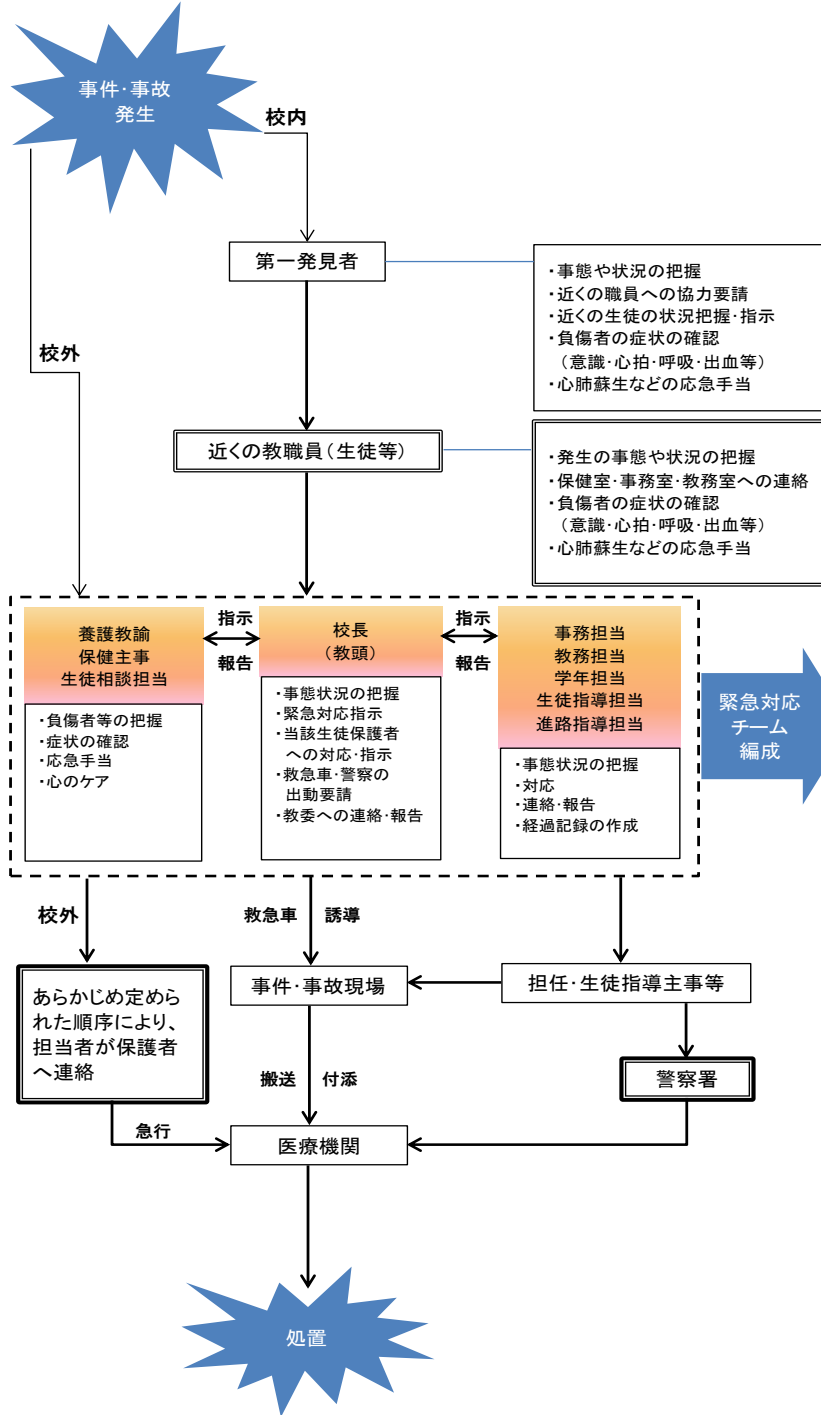
- 4月・入学時に本校の基本理念と、いじめ等に関する指導の方針説明・情報機器取り扱いの注意喚起
 - ・春季クラスマッチ（級友の理解と集団としての個人のあり方）
 - ・クロスペン講演会（自己構築のための情報提供）
 - ・情報モラル講演会（1年生）

- 5月・人権平和教育
 - ・PTA総会
 - ・生徒総会
 - ・第1回学校生活アンケート
 - ・第1回面談週間
- 6月・学校環境整備（生徒・保護者・職員参加）
 - ・文化祭（ペン祭）
- 7月・三者懇談会
 - ・休業前校長講話
 - ・フィールドワーク（1年普通科）
- 9月・秋季クラスマッチ
 - ・合唱コンクール
 - ・終始業式（全校集会）生徒指導係講話
 - ・人権平和教育
- 10月・第2回学校生活アンケート
 - ・強歩大会
 - ・第2回面談週間
 - ・学校環境整備（生徒・保護者・職員参加）
 - ・こんにちは先輩（1年普通科）
- 11月・SOSの出し方に関する教育
 - ・研修旅行（平和教育等）
- 12月・第3回面談週間
 - ・人権平和学習
- 3月・入学予定者説明会（高校生としての生活、情報機器取り扱い注意等）

【参照】

事件・事故発生時の対応（初期対応・役割分担）

伊那北高等学校



- 【緊急対応本部の設置】
 校長、教頭、事務長、教務主任
 生徒指導主任、学年主任、担任
 養護教諭 等（SC出席の場合も）
- ・情報の収集
 - ・対応方針の決定、対応方針の指示
 - ・緊急職員会議の招集（情報交換）
- 【職員の招集】※進行：教務主任
- 1 状況説明（教頭）
 - ・情報共有、対応方針確認
 - 2 役割分担の確認
 - ◆校長・教頭
 - [学校内の統制・指揮、関係機関への対応]
 - ・事態・状況把握（情報収集）
 - ・当該生徒保護者への対応指示
 - ・消防・警察への緊急支援要請、誘導（養護教諭と連携）
 - ・教育委員会への連絡報告・連携
 - ・マスコミへの対応
 - 校内外での取材条件・取材場所限定・誘導
 - 記者発表の時間場所（原稿〆切配慮）
 - 現時点でのコメント検討
 - 記者レク、会見準備（当該生徒保護者へ配慮）
 - ・PTA会長への報告と連携
 - ◆教務主任・係
 - [指示の下、教務主任が中心となって校内の対応]
 - ・管理職補助、職員の招集
 - ・当該生徒保護者への連絡
 - ・危機対応経過の記録作成
 - ・全校生徒への対応、授業変更等の検討（非常勤職員への対応を含む）
 - ・当該生徒の情報収集 ※5W1Hが基本（学年、氏名、中学、家族構成、住所、日頃の様子・クラブ活動・成績・友人関係 等）
 - ・記者会見場の設営準備・マスコミ誘導
 - ◆生徒指導主任・係
 - ・現場への急行・状況把握・緊急対応の即断実行
 - ・警察、関係機関からの情報収集
 - ・生徒アンケートの把握
 - ◆学年主任・正副担任
 - ・当該生徒付添（担任）
 - ・関係クラス・クラブ、生徒への対応（ケア、情報収集 等）
 - ・当該生徒の指導経過の整理、報告
 - ・一般生徒への対応
 - ・ケータイサイト等の情報収集
 - ◆事務長・事務・図書、進路指導係等
 - ・外部からの電話対応（事務長）
 - ・記録担当を教務へ派遣2名程度（進路指導係）
 - ・教職員間の連絡補助（夜になる場合、教職員への食事の配慮）
 - ◆保健、生徒相談係
 - ・救急措置、搬送先の確認
 - ・関係生徒への心のケア、保護者への連絡
 - ・職員健康状況（学校医への協力要請）
 - 3 対応の報告方法確認（メモ作成→記録担当へ）
 - 4 マスコミ対応の確認
 - ・現場対応（窓一本化：教頭）
 - ・県教育委員会との連携（校長）
 - ・ステートメント、想定QAの作成